

MEITETSU  $\mu$ 's Cardの年会費は、  
会員特約第5条をご確認ください。

2025年12月9日改定

## MEITETSU $\mu$ 's Card会員特約

### 第1条(本特約)

1. 本特約は、次条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

### 第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次の個人顧客向けクレジットカードをいいます。
  - MEITETSU  $\mu$ 's Card 一般(Visa、Mastercard<sup>®</sup>、JCB)
  - MEITETSU  $\mu$ 's Card ゴールド(Visa、Mastercard<sup>®</sup>、JCB)
2. 入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび名鉄(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と名鉄の会員資格(以下「名鉄会員資格」といいます。)とを有するものとします。

### 第3条(会員資格取消等)

1. 会員が名鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正行為を行う等名鉄会員資格を有するに不適当であると認められた場合、名鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の名鉄会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が名鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に名鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が名鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、名鉄は、当該会員の名鉄会員資格を取消すことができるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、名鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに

返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

#### 第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、名鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、名鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。また、名鉄が提供する特典およびサービスについては、予告なく終了または中止することがあります。これにより、会員に損害が生じた場合であっても名鉄は一切責任を負いません。

#### 第5条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
本人会員	13,750 円	1,375 円* <sup>1</sup>
家族会員	無料	1名様につき 440 円* <sup>2</sup>

\*1 一般会員の場合、本人会員の入会初年度の年会費は無料とします。

また、2年目以降の年会費については、本カードでの本人会員・家族会員のショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度のショッピング利用代金の合計額が50,000円以上(ただし、クレジットチャージは除く)の場合、当年度の年会費は本人会員・家族会員ともに無料とします。

※クレジットチャージとは、名鉄が別に定める「MEITETSU μ's Cardクレジットチャージに関する特約」に基づき、本カードのクレジット機能を利用することにより、サービス対象manacaにチャージを行うことをいいます。

\*2 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025年12月9日改定

## MEITETSU μ's Card 個人情報の取扱いに関する特約

#### 第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはMEITETSU μ's Card会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

## 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

1. MEITETSU  $\mu$ 's Card(以下「本カード」といいます。)の本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を、保護措置を講じたうえで名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」といいます。)に提供し、名鉄が下記の目的のために利用することに同意するものとします。名鉄の事業内容、提供するサービス内容につきましては、ホームページ(<http://top.meitetsu.co.jp>)をご覧ください。

社名:名古屋鉄道株式会社

住所:450-8501 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番26号

HP:<https://www.meitetsu.co.jp/profile/privacy/announcement/>

(個人情報)

- A. 入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)および年収等与信判断のための情報。
- B. 入会申込日、契約日、振替口座、再発行日(紛失・盗難)、退会日等本契約の内容に関する情報。
- C. 本カードの申込みにより発行されるカードの番号、種別および有効期限、家族カードの有無、利用明細等本カードに関する各種情報。

(名鉄の利用目的)

- A. 名鉄が定める『『MEITETSU  $\mu$ 's Card』名鉄ミューズポイントサービス会員規約』に基づく名鉄ミューズポイントサービス(以下「名鉄ミューズポイントサービス」といいます。)の提供など本カードの基本的な機能や各種サービスの提供。
  - B. 名鉄の事業における市場調査、商品開発。
  - C. 名鉄の事業における宣伝物・印刷物・メールマガジンの送付等、営業案内。
  - D. 会員情報および利用動向の把握・分析およびそこから得られた情報の利用、ならびに個人を特定できない状態に加工したうえでの第三者への提供。
2. 名鉄は、第1項により取得した会員等の個人情報を、保護措置を講じたうえで、下記のとおり各社の役割と目的達成に必要な範囲内に限って共同して利用することができます。

(共同利用する個人情報の項目)

第1項により三菱UFJニコスから提供された会員等の個人情報

(共同利用する者の範囲)

名鉄グループ各社

個別の対象会社は、変動します。対象会社の企業名、事業内容はホームページ([http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common\\_use/index.html](http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common_use/index.html))をご覧ください。

(共同利用する者の利用目的)

- A. 名鉄ミューズポイントサービスの提供など本カードの基本的な機能や各種サービスの提供。
- B. 名鉄グループ各社の交通、運送、不動産、レジャー・サービス、流通等事業における市場調査、商品開発。
- C. 名鉄グループ各社の交通、運送、不動産、レジャー・サービス、流通等事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

(共同利用における管理責任者)

名古屋鉄道株式会社

450-8501 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 8 番 26 号

HP:<https://www.meitetsu.co.jp/profile/privacy/announcement/>

代表取締役社長:高崎 裕樹

3. 会員等は、名鉄が下記目的のために、クレジットカード加盟店、名鉄ミューズ manaca加盟店、ポイントサービス提携企業、その他名鉄が提携する企業等(以下「指定企業等」といいます。)に対し、目的達成のために必要な範囲内に限って、第 1 項により取得した個人情報を提供することに同意するものとします。

(指定企業等の利用目的)

- A. 名鉄ミューズポイントサービスの提供など本カードの基本的な機能や各種サービスの提供。
- B. 指定企業等の事業における市場調査、商品開発。
- C. 指定企業等の事業における宣伝物・印刷物・メールマガジンの送付等、営業案内。
- D. 会員情報および利用動向の把握・分析およびそこから得られた情報の利用、ならびに個人を特定できない状態に加工したうえでの第三者への提供。

### 第 3 条(利用中止の申出)

1. 会員等が、前条各項における利用目的C.に定める宣伝物・印刷物・メールマガジンの送付等の営業案内について、三菱UFJニコスまたは名鉄に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび名鉄は、利用中止の措置をとります。ただし、当該措置を講じるために相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスまたは名鉄にご連絡ください。
2. 会員等が、前条第 3 項における個人情報の指定企業等への提供について、名鉄に中止を申出た場合、名鉄は、利用中止の措置をとります。ただし、当該措置を講じるために相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、名鉄にご連絡ください。

### 第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は名鉄に対し、個人情報の保護に関する法律および名鉄の定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求する

ることができます。名鉄に開示を求める場合には、名鉄に直接ご連絡ください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、名鉄は、個人情報の保護に関する法律および名鉄の定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

附則 本特約は、2014年3月17日から適用します。

(最終改定日 2025年12月9日)

## 「MEITETSU μ's Card」 名鉄ミューズポイントサービス会員規約

### 第1条(目的)

1. 本規約は、名古屋鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行する個人向けクレジットカード「MEITETSU μ's Card」(以下「本カード」といいます。)の利用者(以下「会員」といいます。)に対し当社が提供する名鉄ミューズポイントサービス(以下「ポイントサービス」といいます。)のサービス内容及び適用条件等について定めたものです。
2. 本規約に特に定めのない場合は、当社及び三菱UFJニコスが定める「個人会員規約」、「MEITETSU μ's Card会員特約」、「MEITETSU μ's Card個人情報の取扱いに関する特約」等(以下、これら規約、特約等をあわせ「規約類」といいます。)の定めるところによります。
3. 当社は、事前に会員に通知することなく本規約の内容を変更することができるものとし、変更した内容については名鉄ミューズポイントサイトまたはマイページ(会員サイト)内で告知されるものとし、告知後に会員が本カードを利用した時点、またはポイント交換等のポイントサービスを利用した時点で、当該会員につき、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。

### 第2条(用語の定義)

- 本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
- (1)「名鉄ミューズポイント」(以下「ポイント」といいます。)とは、ポイントサービスの会員に付与されるポイントをいいます。
  - (2)「本人会員」とは、規約類を承認のうえ自ら本カードの入会を申し込み、当社及び三菱UFJニコスが入会を認めた会員をいいます。
  - (3)「家族会員」とは、本人会員と同様に規約類を承認し、本人会員の同意のうえ家族会員として入会を申し込まれた本人会員の家族で、当社及び三菱UFJニコスが入会を認めた会員をいいます。
  - (4)「クレジットカード加盟店」とは、三菱UFJニコス等のクレジットカード会社とクレジットカード加盟店契約を締結し、本カードを利用することができる加盟店をいいます。

- (5)「ポイントサービス提携企業」とは、当社とポイントサービス提携契約を締結し、会員に対して、ポイント交換可能なポイント等を付与する企業をいいます。
- (6)「登録情報」とは、会員が本カードの入会申込時に三菱UFJニコスに届け出た事項その他名鉄ミューズポイントサイトにて登録されている会員情報をいいます。
- (7)「名鉄ミューズポイントサイト」とは、ポイントサービスに関して、当社が運営するパソコン向けサイト及びスマートフォン向けサイト等をいいます。
- (8)「マイページ(会員サイト)」とは、名鉄ミューズポイントサイトより所定の方法によりログインした後、会員が確認できる当社が運営するサイトをいいます。
- (9)「サービス対象manaca」とは、記名式manaca(株式会社エムアイシーが発行するmanacaに限る。)、その他当社が別に定めるmanacaをいいます。
- (10)「名鉄ミューズID」とは、ポイントを付与する際の識別等に用いる、本カードに割り当てられた11桁の番号をいいます。
- (11)「ジョイント登録」とは、本人会員が所持する本カードとサービス対象manacaとの紐付け登録を行うことをいいます。
- (12)「ジョイント解除」とは、本人会員が所持する本カードとサービス対象manacaとの間のジョイント登録を解除することをいいます。

### 第3条(ポイントサービスの告知について)

当社は、会員に対して、ポイントサービス提携企業について、ポイント付与率、有効期限その他ポイント付与に関する条件、ポイントの交換方法、ポイントの交換率その他ポイントの交換に関する条件等について、名鉄ミューズポイントサイトまたはマイページ(会員サイト)内で告知するものとします。

### 第4条(入会登録)

ポイントサービスへの入会は、本規約及び名鉄ミューズポイントサイト内の記載事項に同意のうえ、本カードの発行をもってこれを認めます。

### 第5条(ID・パスワードの管理)

- 会員は、名鉄ミューズID、マイページ(会員サイト)のパスワード(以下「パスワード」といいます。)及び自己の電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」といいます。)を、責任を持って管理するものとします。
- 会員は、名鉄ミューズID、パスワード及び電子メールアドレスを、第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入その他いかなる処分もしてはならないものとします。
- 当社は、当社が定める操作方法にて名鉄ミューズID、パスワード及び電子メールアドレスを用いて正当な手続き、操作を行った場合は、会員本人が行ったものとします。従って、第三者が会員の名鉄ミューズIDとパスワードまたは電子メールアドレスを使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

4. 会員は、パスワードが漏洩し、パスワードまたは電子メールアドレスが第三者に使用されていることを知った場合は、直ちに別に指定するポイントサービスの問い合わせ先に連絡するとともに、当該問い合わせ先からの指示がある場合には、これに従うものとします。

## 第6条(ポイントの付与)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントを付与します。
  - (1)会員が、クレジットカード加盟店において、本カードを利用して商品・権利の購入またはサービスの提供を受けたとき
  - (2)当社及びクレジットカード加盟店が、会員に対してポイントを付与する施策を実施したとき
  - (3)会員が、当社が別に定める手続に従い、ポイントサービス提携企業のポイント等をポイントに交換するとき
2. 当社は、本カードの利用について、次の各号に基づき、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたショッピング利用に基づくカード利用代金に応じて当社の所定日にポイントを付与します。なお、1回払い・2回払い・ボーナス一括払い利用分のポイントはお支払月に、リボ払い・分割払い利用分のポイントは初回お支払月に一括して付与します。
  - (1)リボルビング払い・分割払いの手数料、キャッシングサービスの元金とその手数料、カードローンの元金とその利息、カード年会費及びカードの再発行等に関する手数料などの代金については、ポイント付与の対象とするカード利用代金から除かれるものとします。
  - (2)家族会員のカード利用代金について本人会員のカード利用代金に合算のうえ本人会員にポイントを付与します。
  - (3)クレジットカード加盟店からの売上票到着時期による本人会員に対するカード利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合があります。
  - (4)会員が、カード利用代金を取消した場合等、ポイント付与後にカード利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイント数も増減するものとします。
  - (5)特定の期間、特定のクレジットカード加盟店、特定の会員向けにポイントの付与条件及び方法を変更する場合があります。
3. ポイント付与条件を満たしている場合であっても、第13条各号に該当する場合等当社がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。
4. 本カードでは、三菱UFJニコスが行うポイントプログラム「グローバルポイント」を利用することができません。

## 第7条(ジョイント登録・解除)

1. 本人会員は、当社が駅等に設置した指定端末を利用する方法その他当社の指定する方法により、ジョイント登録を行うことができます。なお、家族会員用のカードはジョイント登録の対象外とします。

2. ジョイント登録の可否は、本人会員の保有する本カードの名鉄ミューズID及びサービス対象manacaのmanacaID番号から識別された、それぞれの会員情報から当社にて判断します。なお、本カード1枚に対し、同時にジョイント登録できるのはサービス対象manaca1枚のみとします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、ジョイント解除となります。
  - (1)会員が、当社が駅等に設置した指定端末を利用する方法その他当社の指定する方法により手続を行う場合
  - (2)退会その他の事由により、本カード会員でなくなった場合
  - (3)退会その他の事由により、ジョイント登録されたサービス対象manacaのポイントサービス会員でなくなった場合
4. 前項によりジョイント解除された場合、その時点において合算されているポイントは、前項第1号及び第3号の場合は本カードに、前項第2号の場合はサービス対象manacaにそれぞれ引き継がれます。

## 第8条(ポイントの合算)

当社は、本カードにサービス対象manacaをジョイント登録した会員に対し、それぞれの利用により付与されるポイントを合算するものとします。

## 第9条(ポイントの引継)

1. 本カードの一般会員からゴールド会員への会員種類の変更を行う場合または本カードを再発行する場合は、変更前または再発行前のポイントはそのまま引き継がれるものとします。
2. 本カードのゴールド会員から一般会員への会員種類の変更を行う場合及びカードのブランド変更を行う場合は、変更前のポイントは引き継ぐことができず失効するものとします。ただし、変更前の本カードがジョイント登録されている場合は、第7条第4項によるものとします。

## 第10条(ポイントの確認)

1. 会員は、ポイント残高について、当社が駅等に設置した指定端末、マイページ(会員サイト)またはポイント事務局等にて確認ができます。
2. 本カードのクレジット利用により付与されるポイント数は、三菱UFJニコスよりご利用に応じて毎月本人会員宛に送付される「MEITETSU μ's Cardご利用代金明細書」にて、本カードの利用により当該月に付与されるポイント予定数をお知らせします。実際のポイント付与は、当社が所定の方法により行うものとします。

## 第11条(ポイントのチャージ・交換)

1. 会員は、当社が別に定める手続に従い、付与されたポイントを、会員が保有するジョイント登録したサービス対象manacaのSF(現金)にチャージすることができます。
2. 会員は、前項のチャージのほか、付与されたポイントを、ポイントサービス提携企業及び当社が指定する商品・ポイント等に交換することができます。
3. ポイント交換条件を満たしている場合であっても、第13条各号に該当する場合等当社がポイントを交換することが適切でないと判断し

た場合は、ポイントの交換を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。

## 第12条(ポイントの譲渡の禁止)

会員は、会員が保有するポイントを、会員間で譲渡・共有・合算・貸与・質入等することはできないものとします。

## 第13条(ポイントの失効・取消)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員が保有するポイントを失効とすること、または取消すことができるものとします。

- (1)本カードの有効期限の到来、会員資格取消等本カードの会員資格を喪失した場合(但し、家族会員の退会は除きます。)
- (2)会員が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正にポイントを入手した場合
- (3)会員が、本規約または別に定める規約(三菱UFJニコスが定める規約を含みます。)に違反した場合
- (4)その他、当社がポイントを失効とすることが適切であると判断した場合

## 第14条(ポイントの有効期限)

- 1.会員が保有するポイントの有効期限は、最後にポイントを付与またはポイントを利用した月から1年後の同月末日までとします。
- 2.本カードにサービス対象manacaをジョイント登録した場合、ポイントの有効期限は、本カードまたはサービス対象manacaのいずれかのカードにて最後にポイントを付与またはポイントを利用した月から1年後の同月末日までとします。

## 第15条(登録情報の変更)

- 1.会員は、登録情報に変更が生じた場合、三菱UFJニコスに対する所定の変更手続きとは別に、マイページ(会員サイト)にて速やかに修正を行うものとします。
- 2.当社は、会員が前項の修正を怠ったことにより会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

## 第16条(ポイントサービスの中断、終了または変更)

- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントサービスを中断、終了または変更することができるものとします。
  - (1)当社が管理・運営する、ポイントサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - (2)その他、やむを得ない事情がある場合
- 2.当社は、ポイントサービスを中断、終了または変更するときには、名鉄ミューズポイントサイトまたはマイページ(会員サイト)内で告知することとします。ただし、ポイントサービスの中断、終了または変更が緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。
- 3.当社はポイントサービスの中断、終了または変更に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

## 第17条(個人情報の取扱い)

1. 会員は、第1号に記載する会員の個人情報について、第2号に記載する利用目的のために、当社が必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意するものとします。また、会員は、当社が第2号に記載する利用目的のために、クレジットカード加盟店、ポイントサービス提携企業その他当社が提携する企業等(次項に定める当社グループ各社を除きます。以下「指定企業等」といいます。)に対し、目的達成のために必要な範囲内に限って、第1号の個人情報を提供することに同意するものとします。

### (1)個人情報

- ア 「MEITETSU μ's Card個人情報の取扱いに関する特約」に基づき、三菱UFJニコスより提供を受けた会員の個人情報
- イ ポイントサービスに関する会員と当社の契約に関する事項
- ウ ポイントサービスの利用内容

### (2)利用目的

- ア ポイントサービスを運営するために必要な会員管理またはポイント管理等の業務の実施
- イ 会員の登録情報の確認
- ウ ポイントサービスを提供するために必要な連絡
- エ ポイントサービス提携企業のポイント等とポイントとの交換
- オ 新サービス、特典及びこれらに関する情報の提供
- カ 当社または指定企業等が行う会員情報及び利用動向の把握・分析及びそこから得られた情報の利用
- キ 前項により得られた情報について、個人を特定できない状態に加工したうえでの第三者への提供
- ク 当社または指定企業等が行う市場調査、商品開発等
- ケ 当社または指定企業等が営む事業に関する情報の提供
- コ ダイレクトメールまたはメールマガジンの送付、WEBサイトでの広告の配信

2. 当社は、前項第1号の個人情報について、保護措置を講じたうえで、次の各号のとおり各社の役割と目的達成に必要な範囲内に限って共同利用することができます。

### (1)共同利用する個人情報の項目

前項第1号に記載する個人情報

### (2)共同利用する者の範囲

当社グループ各社

個別の対象会社は、変動します。対象会社の企業名、事業内容はホームページ([http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common\\_use/index.html](http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common_use/index.html))をご覧下さい。

### (3)共同利用する者の利用目的

- ア ポイントサービスを運営するために必要な会員管理またはポイント管理等の業務の実施
- イ 会員の登録情報の確認
- ウ ポイントサービスを提供するために必要な連絡
- エ 当社グループ各社のポイント等とポイントとの交換
- オ 新サービス、特典及びこれらに関する情報の提供

- 力 当社グループ各社が行う会員情報及び利用動向を把握・分析及びそこから得られた情報の利用
- キ 前項により得られた情報について、個人を特定できない状態に加工したうえでの第三者への提供
- ク 当社グループ各社が行う市場調査、商品開発等
- ケ 当社グループ各社が営む事業に関する情報の提供
- コ ダイレクトメールまたはメールマガジンの送付、WEBサイトでの広告の配信

#### (4)共同利用における管理責任者

名古屋鉄道株式会社

450-8501 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 8 番 26 号

代表取締役社長:高崎 裕樹

3. 会員が、第 1 項に基づく個人情報の指定企業等への提供について、当社に停止を申し出た場合、当社は利用停止の措置をとります。ただし、当該措置を講じるために相当な期間が必要となる場合があります。停止の申し出については、ポイント事務局への申請等の所定の方法によるものとします。なお、利用停止措置によりポイントサービスの全部または一部を利用できなくなる場合があります。

### 第 18 条(会員資格の停止・取消)

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知または催告することなく会員資格を停止または取消し、ポイントサービスから退会していただくことがあります。

(1)本規約または別に定める規約(三菱UFJニコスが定める規約を含みます。)に違反した場合  
(2)その他、会員として不適当であると当社が判断した場合

### 第 19 条(退会)

会員は、ポイントサービス退会を希望する場合、三菱UFJニコスとの間で本カードの退会手続きを行うものとし、その完了をもって退会したものとします。この場合、ポイントは退会によりすべて失効し、ポイントサービスに関するすべてのサービスがご利用いただけなくなります。ただし、退会手続きを行う本カードがジョイント登録されている場合は、第 7 条第 4 項によるものとします。

### 第 20 条(免責事項)

当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、ポイントサービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

### 第 21 条(税金等)

ポイントの利用またはポイントサービス提携企業が付与するポイント等との交換に伴い、税金や手数料等の費用が発生する場合は、会員がこれを負担するものとします。

### 第 22 条(準拠法)

本規約及びポイントサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行、解釈等に関しては、日本国法が適用されるものとします。

## 第23条(紛議解決)

ポイントサービスに関する問題について、会員と当社との間で発生した問題について解決しない場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、平成26年3月17日から施行する。

# MEITETSU μ's Card クレジットチャージに関する特約

## 第1条(目的)

1. 本特約は、名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」といいます。)が三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行する個人向けクレジットカードMEITETSU μ's Card(以下「本カード」といいます。)の利用者(以下「会員」といいます。)が、本カードのクレジット機能を利用することにより、名鉄の定める登録手続きを完了させた記名式manaca(株式会社エムアイシーが発行するmanacaに限る。)その他名鉄が別に定めるmanaca(以下「サービス対象manaca」といいます。)にチャージを行う(以下、当該チャージを「クレジットチャージ」といいます。)場合のサービス内容及び適用条件等について定めたものです。
2. 本特約に特に定めのない場合は、三菱UFJニコスが定める「個人会員規約」および「MEITETSU μ's Card会員特約」、名鉄が定める「名鉄ミューズポイントサービス会員規約」、並びに株式会社エムアイシーが定める「manaca電子マネー取扱規則」等「manaca約款集」の定めるところによります。
3. 本特約の内容は、会員に事前に通知することなく、変更される場合があります。変更後に会員がクレジットチャージを利用した時点で、当該会員に付き、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。

## 第2条(利用方法等)

1. 会員は、クレジットチャージを利用する場合、名鉄所定の方法により、会員が所持する本カードとサービス対象manacaをジョイント登録する必要があります。
2. 会員は、前項の手続きを行い、名鉄所定の手続きが完了した時点でクレジットチャージの利用が可能となり、名鉄が駅等に設置した指定端末を利用してクレジットチャージを利用することができます。
3. 会員は、1回のクレジットチャージ金額を名鉄所定の金額から指定することができます。
4. 会員は、名鉄所定の手続きにより、1日のクレジットチャージ上限総額を指定することができます。なお、特に指定のない場合は、20,000円を上限総額とします。
5. 会員は、名鉄所定の手続きにより、クレジットチャージの利用を一時的に停止することができます。
6. 本カードの利用代金の支払区分は「1回払い」に限られます。ただし、本カードについて三菱UFJニコスとの間で別の支払区分が定められている場合は、この限りではありません。
7. 会員は、クレジットチャージの利用代金が会員本人によると否とにかかわらず、クレジットチャージの利用により本カードとジョイント登録されたサービス対象manacaにチャージがなされた結果生じる代金すべてを支払うものとします。

## 第3条(制限事項等)

1. 一旦実施したクレジットチャージは、取り消すことができません。

2. 名鉄は、クレジットチャージの利用状況等により、会員に事前に通知することなく、クレジットチャージの利用を制限させていただく場合があります。

#### 第4条(クレジットチャージの利用の中止、終了または変更)

1. 名鉄は、次の各号のいずれかに該当する場合、クレジットチャージの利用を中止、終了または変更することがあります。
  - (1)クレジットチャージの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - (2)その他、やむを得ない事情がある場合
2. 名鉄はクレジットチャージの利用の中止、終了または変更に伴って会員に生じた損害その他のいかなる不利益について、一切の責任を負いません。

#### 第5条(免責事項)

名鉄は、名鉄の故意または重大過失による場合を除き、クレジットチャージに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

## 家族ジョイントサービスに関する特約

#### 第1条(目的)

1. 本特約は、「MEITETSU μ's Cardクレジットチャージに関する特約」(以下「クレジットチャージ特約」といいます。)の特約として定めたものであり、本特約とクレジットチャージ特約が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義される場合を除き、クレジットチャージ特約、三菱UFJニコス株式会社が定める「個人会員規約」および「MEITETSU μ's Card会員特約」、名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」といいます。)が定める「名鉄ミューズポイントサービス会員規約」、並びに株式会社エムアイシーが定める「manaca電子マネー取扱規則」等「manaca約款集」の定めるところによります。
3. 本特約は、本カードのうち家族会員の所持するカード(以下「家族会員カード」といいます。)と、名鉄の定める登録手続きを完了させた記名式manaca(株式会社エムアイシーが発行するmanacaに限る。)その他名鉄が別に定めるmanaca(以下「サービス対象manaca」といいます。)をジョイント登録する場合の手続き、クレジットチャージを行う場合のサービス内容および適用条件等について定めたものです。
4. 本特約の内容は、会員に事前に通知することなく、変更される場合があります。変更後に家族会員がクレジットチャージを利用した時点で、当該本人会員および家族会員に付き、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。

## 第2条(用語の定義)

- 「家族ジョイント登録」とは、家族会員カードと家族会員名義のサービス対象manacaとを、本人会員が紐付け登録を行うことをいいます。
- 「家族ジョイント解除」とは、家族会員カードと家族会員名義のサービス対象manacaとの間の家族ジョイント登録を本人会員または家族会員が解除することをいいます。

## 第3条(家族ジョイント登録・解除)

- 本人会員は、マイページ(会員サイト)内で家族会員カードを名鉄の指定する方法により、家族ジョイント登録を行うことができます。
- 家族ジョイント登録の可否は、家族会員カードの名鉄ミューズIDおよび家族会員名義のサービス対象manacaのmanacaID番号から識別された、それぞれの会員情報から名鉄にて判断します。なお、家族会員カード1枚に対し、同時に家族ジョイント登録できるのは家族会員名義のサービス対象manaca1枚のみとします。
- 次の各号のいずれかに該当する場合、家族ジョイント解除となります。
  - 本人会員または家族会員が、マイページ(会員サイト)内で名鉄の指定する方法により解除手続を行う場合
  - 家族ジョイント登録された家族会員が、退会その他の事由により、家族会員でなくなった場合
  - 家族ジョイント登録された家族会員が、退会その他の事由により、家族ジョイント登録されたサービス対象manacaのポイントサービスの会員でなくなった場合

## 第4条(本人会員の責任)

- 本人会員は、前条により家族ジョイント登録または家族ジョイント解除をすることについて、一切の責任を負うものとします。
- 家族ジョイント登録された家族会員カードによりクレジットチャージを行う場合の利用方法等については、クレジットチャージ特約に定めるとおりとします。本人会員は、家族会員の行うクレジットチャージについて、一切の責任を負うものとします。

## 第5条(確認事項)

- 家族ジョイント登録が可能なサービス対象manacaとは、「『サービス対象manaca』名鉄ミューズポイントサービス会員規約」に同意のうえ、ポイントサービスに入会登録されたmanacaでなければなりません。
- 本特約によって家族ジョイント登録が行われた場合であっても、当該家族会員カードと家族会員名義のサービス対象manacaにおいて、名鉄が定める「名鉄ミューズポイントサービス会員規約」上の「ジョイント登録」がなされるわけではありません。
- 前項により、家族ジョイント登録された家族会員カード利用により付与されるポイントは、家族会員名義のサービス対象manaca利用で付与されるポイントとは合算されません。クレジットチャージ利用を含め、家族会員カードの利用代金については、本人会員のカード利用代金に合算のうえ、本人会員にポイントを付与します。

# 「名鉄ミューズ会員」めいてつWeb会員特約

## 第1条(本特約)

1. 本特約は、次条に定める会員に対し、株式会社名鉄百貨店(以下「名鉄百貨店」といいます。)が定める「めいてつWeb会員規約」(以下「Web規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とWeb規約が抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、Web規約の定義によるものとします。
3. 名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」といいます。)及び名鉄百貨店は、事前に名鉄ミューズ会員に通知することなく本特約の内容を変更することができるものとし、変更した内容については第3条のマイページ(会員サイト)内で告知されるものとし、告知後に名鉄ミューズ会員が第3条により名鉄百貨店ホームページへ自動ログインした時点で、当該変更内容の承認がなされたものとみなします。

## 第2条(会員の定義)

「『MEITETSU μ's Card』名鉄ミューズポイントサービス会員規約」及び「『サービス対象manaca』名鉄ミューズポイントサービス会員規約」(以下、あわせて「名鉄ミューズ会員規約」といいます。)に基づく会員(以下「名鉄ミューズ会員」といいます。)は、名鉄ミューズ会員規約に定めるそれぞれのID番号及びパスワードを用いることで、Web規約第3条に定める入会手続を経ることなく、Web規約第2条にて定める「Web会員」とします。

## 第3条(ログインID・パスワード)

名鉄ミューズ会員は、名鉄ミューズ会員規約に定めるそれぞれのID番号及びパスワードを使用しマイページ(会員サイト)にログインすることにより、名鉄百貨店ホームページへ自動的にログインすることができます。

## 第4条(ポイントの利用)

名鉄ミューズ会員は、前条により名鉄百貨店ホームページへ自動ログインし、名鉄百貨店ホームページにおいてサービスの提供を受ける際に、その決済において名鉄ミューズポイントを利用することができます。なお、名鉄ミューズポイントの利用条件及び方法については、名鉄または名鉄百貨店が別に定めるところによるものとします。

## 第5条(個人情報の取扱いについて)

名鉄及び名鉄百貨店は、名鉄ミューズ会員の個人情報を、保護措置を講じたうえで、次の各号のとおり目的達成に必要な範囲内に限って共同して利用することができます。

### (1)共同利用する個人情報の項目

- ①名鉄ミューズ会員規約の定めに基づき名鉄が保有する氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・名鉄ミューズポイント残高等名鉄ミューズ会員の登録情報
- ②利用日、利用商品、利用金額等の名鉄百貨店ホームページでのショッピングの利用情報

③WEBページ(マイページ(会員サイト)及び名鉄百貨店ホームページ)の閲覧履歴情報

(2)共同利用する者の範囲

名古屋鉄道株式会社及び株式会社名鉄百貨店

(3)共同利用する者の利用目的

①名鉄百貨店ホームページにて名鉄ミューズポイントをショッピングでの購入の一部、または全部に使用するため

②名鉄及び名鉄百貨店の事業における市場調査、商品開発

③その他、Web規約第5条第2項に定めるもの

(4)共同利用における管理責任者

名古屋鉄道株式会社

## 第6条(サービスの中止、停止または変更)

1.名鉄は、次の各号のいずれかに該当する場合、本特約に基づく名鉄ミューズ会員へのサービス(以下「本サービス」といいます。)を中止、終了または変更することができるものとします。

(1)本サービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合または障害が発生した場合

(2)その他、やむを得ない事情がある場合

2.名鉄は、本サービスを中止、終了または変更するときには、マイページ(会員サイト)内で告知することとします。ただし、本サービスの中止、終了または変更が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

3.名鉄は本サービスの中止、終了または変更に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

## 第7条(会員資格)

1.名鉄は、名鉄ミューズ会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に当該会員に通知または催告することなく本サービスの提供を受ける資格を停止または取消すことがあります。

(1)本特約に違反した場合

(2)その他、本サービスの提供を受ける者として不適当であると名鉄が判断した場合

2.名鉄ミューズ会員は、名鉄ミューズ会員規約により名鉄ミューズ会員としての資格を喪失した場合、自動的に本サービスの提供を受ける資格も失うものとします。

## 第8条(免責)

名鉄は、名鉄の故意または重大過失による場合を除き、本サービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

附則 本特約は、平成26年3月17日から適用します。

# めいてつWeb会員規約

## 第1条(本規約の範囲および変更)

1. 本規約は、株式会社名鉄百貨店(以下「名鉄百貨店」といいます。)がインターネット上の名鉄百貨店ホームページにより提供するサービスを、次条で定義するめいてつWeb会員(以下単に「Web会員」といいます。)が利用することに伴う、名鉄百貨店とWeb会員との間の事項のすべてにわたり適用されるものとします。
2. 本規約は、Web会員に関し、登録、加入条件、実施ルール、マナーその他を規定したものです。
3. 名鉄百貨店は、名鉄百貨店の定める方法により、Web会員の承諾なしに本規約に新たな規定を追加および変更できるものとします。
4. Web会員は、名鉄百貨店からのオンラインあるいは、その他の方法で提示される運用規定またはその他の諸規定の追加および変更を承諾するものとし、またそれは本規約の一部分を構成するものとします。
5. 名鉄百貨店ホームページによるショッピングサービスに関する事項(申込み、決済方法その他)については、別に定めるところによるものとします。

## 第2条(Web会員の定義等)

1. Web会員とは、本規約を承認のうえ入会を申請した方で、名鉄百貨店が承認した方とします。
2. 名鉄百貨店は、Web会員と名鉄百貨店との相互の意見交換および、名鉄百貨店から会員に対して各種アンケート等を依頼することにより、より充実した会員サービスをめざします。

## 第3条(入会)

1. Web会員への申込希望者は、名鉄百貨店ホームページ上の入会申請登録画面において個人情報、アンケート情報を入力し、入会申込をした時点で、本規約の内容を承諾したものとします。
2. 名鉄百貨店は、次の場合を除き、入会希望者の申請を承諾するものとします。
  1. 過去に本規約に基づき会員資格を剥奪されている場合
  2. 申込内容に虚偽の申請があった場合
  3. その他、名鉄百貨店が会員として不適切と判断した場合

## 第4条(ID・パスワードの管理)

1. Web会員は、入会後承認、登録された会員IDおよびパスワードを使用することができます。また、その管理については、Web会員本人が責任を負うものとします。
2. Web会員は、会員IDおよびパスワードの第三者への譲渡、名義変更、売買または貸与等はできません。
3. 名鉄百貨店は、Web会員による会員IDならびにパスワードの使用上の過失および第三者の利用によるWeb会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

## 第5条(Web会員の個人情報)

1. Web会員は、入会時に登録する全ての情報に関して、真実かつ正確な情報を申告するものとします。

2. 名鉄百貨店は、Web会員が入会登録時に申告した個人情報(以下「個人情報」といいます)を、次の目的で使用します。
  1. ショッピングの受付、配送、それに付随した連絡
  2. 名鉄百貨店からのメール、DMIによる案内送付
  3. ご意見、ご感想、アンケート等の依頼
  4. 特典、その他サービスの提供
  5. マーケティングデータの作成
  6. 前各号のほか、Web会員の事前の同意を得た場合
3. Web会員は、その登録情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)に変更が生じた場合、速やかに名鉄百貨店ホームページ上よりWeb会員ログインの上、変更するものとします。
4. 名鉄百貨店は、Web会員が申告した個人情報について、不正なアクセス・改ざん・破壊・漏洩等が生じないよう、合理的な範囲で厳重に管理するものとします。
5. 名鉄百貨店は、Web会員が申告した個人情報について、以下の場合を除き第三者に開示しないものとします。
  1. 司法機関または行政機関から法的義務を伴う開示要請を受けた場合
  2. 第2項記載の使用目的のために、名鉄百貨店が業務を委託する会社に対し開示が必要な場合
  3. Web会員の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

## 第6条(電子メール交信)

1. Web会員と名鉄百貨店Webマスターとの電子メール交信は、登録情報のメールアドレスを使用するものとします。
2. Web会員と名鉄百貨店との電子メールの交信において、当該会員に発生した不利益、損害については、名鉄百貨店は、その責任を負わないものとします。

## 第7条(会員の禁止行為)

1. 名鉄百貨店は、名鉄百貨店ホームページで提供する店舗および商品等に関する情報について、Web会員がこれを私的利用以外の目的で利用することを禁止します。ただし、名鉄百貨店が事前に承諾したものはこの限りではありません。
2. 名鉄百貨店は、Web会員が名鉄百貨店ホームページによるサービスを利用するにあたり、Web会員の次の行為を禁止します。
  1. 公序良俗に反する行為
  2. 法令に違反する行為
  3. 犯罪に結びつく行為
4. 選挙運動もしくはこれに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
5. 他の会員および第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為
6. 他の会員および第三者を誹謗、中傷しその他名誉を毀損する行為
7. 他の会員および第三者の財産、プライバシーを侵害する行為

8. 他の会員および第三者に不利益を与える行為
9. 他の会員のサービスの利用を妨げる行為
10. 名鉄百貨店ホームページの運営を妨害する行為  
(情報の改ざん、ウィルス等の入力・送信等)
11. 名鉄百貨店が認めていない営利目的の行為
12. その他、名鉄百貨店が不適当と判断する行為

## 第 8 条(サービスの中止・停止および内容の変更等)

1. Web会員は、Web会員に対するサービスを通年(ただし定期点検時を除く。)ご利用できますが、名鉄百貨店は、次の場合は、会員への事前の通知、承諾なく、サービスの一部または全部の一時的な中止・停止を行います。
  1. システムトラブル等で緊急な保守点検が必要なとき
  2. 第一種(電話会社等)および第二種電気通信事業者(プロバイダー等)の役務が提供されないとき
  3. 火災、停電が発生し、サービスの提供ができないとき
  4. 天災地変(地震・噴火・洪水・津波等)によりサービスの提供ができないとき
  5. 人為的災害(戦争、暴動、騒乱、労働争議等)によりサービスの提供ができないとき
  6. その他、名鉄百貨店が必要と判断したとき
2. 名鉄百貨店は、提供するサービスの内容の全部または一部について、Web会員の承認を受けることなく、変更、追加または、削除を行うことができるものとします。
3. 第 1 項に掲げる事態が発生し、会員に不利益、損害が生じた場合においても、名鉄百貨店は、Web会員に対し、その責任を負わないものとします。
4. 名鉄百貨店は、Web会員に対して提供する情報について、いかなる保証も行わないものとします。

## 第 9 条(著作権等の帰属)

1. 名鉄百貨店ホームページの画面に掲載する情報、デザイン等に関する著作権または商標権その他の知的財産権は、すべて名鉄百貨店もしくは出店テナントまたはその他の著作権者等正当な権利者に帰属するものとします。
2. 名鉄百貨店ホームページの画面に掲載する情報、デザイン等に関する肖像権は、すべて名鉄百貨店もしくは、出店テナントまたはその他の正当な権利者に帰属するものとします。

## 第 10 条(会員の肖像権の帰属)

名鉄百貨店は、Web会員の肖像権に関わる情報を、一切掲載しないものとします。ただし、Web会員の同意を得た特定のWeb会員サービスについては、この限りではありません。

## 第 11 条(Web会員の責任)

1. 名鉄百貨店は、Web会員が名鉄百貨店の提供するサービスを利用して被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

2. Web会員は、名鉄百貨店が提供するサービスを利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決し、名鉄百貨店に損害を与えないものとします。
3. Web会員が不正または不当な手段・方法により名鉄百貨店に損害を与えた場合、Web会員は、名鉄百貨店に対し損害賠償の責任を負うこととなります。

## 第 12 条(会員資格の停止および資格の抹消)

Web会員が次の項目のいずれかに該当した場合、名鉄百貨店は、Web会員への事前の承諾なしに、そのサービスの利用停止または会員資格の抹消を行うことができるものとします。

1. ID・パスワードを不正使用したとき
2. 入会申請内容に虚偽の事項があったとき
3. 名鉄百貨店ホームページの情報を改ざん、不正利用し、その他運営を故意に妨害したとき
4. 会員資格に不適当で抹消が必要であると名鉄百貨店が判断したとき
5. 2年以上ログインがなく、メール配信も希望されない会員、もしくはメールアドレスにメールが配信できない場合
6. その他、本規約に違反したとき

## 第 13 条(会員の退会)

1. Web会員は、隨時退会できるものとします。
2. Web会員は、退会を希望する場合、電子メール、文書の郵送、電話等の手段を利用して、その旨を名鉄百貨店内の当会事務局(Web担当)に伝えるものとします。

## 第 14 条(営業の中止)

名鉄百貨店は、Web会員の承諾なしに、名鉄百貨店ホームページの運営またはこれによる営業の全部または一部を中止することができるものとします。

## 第 15 条(合意管轄裁判所)

Web会員と名鉄百貨店との間で本規約について訴訟の必要が生じた場合、名鉄百貨店の本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

## 第 16 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

附則 本規約は、平成 15 年 6 月 1 日から適用されます。